

～ よりよい学校生活を送るために ～

福山市立中央中学校

本校は、校区内の3小学校と連携し、生徒が安全で自主的、自律的に充実した学校生活をおくるために、保護者、地域とともに、3つの行動規範「時間を守る」「あいさつをする」「きれいにする」をはじめ、「凡事徹底」（当たり前で平凡なことでも、継続することですぐれた成果が得られる）を大切にした教育活動を進めています。

生徒たちが生活していく上での基本的な約束は次のとおりです。

<学校生活に関すること>

（登下校）

- 余裕を持って朝の準備を行うため、8時20分頃には登校すること。8時30分より遅く教室に入っ
た場合は遅刻となり、登校確認カードを職員室に取りに行くこと。
- 完全下校の時刻は、17時とする。なお、一斉退校日や大会前等は柔軟に対応する。
- 自転車通学は、許可された者のみとする。ヘルメット着用を義務とする。自転車通学規程を守ること。
（休日や長期休業中の部活動等では、交通ルール・マナーを守る者に限り自転車通学を認める。）また、
自転車通学者は正門を通過後、自転車から降り、決められた駐輪場まで自転車をおして停める。下校の
際は駐輪場からヘルメットをかぶり、正門を通過後、自転車に乗る。

（授業）

- 始業のチャイムと同時に立腰・黙想をし、授業を始める。そのために、始業のチャイム2分前までに
授業場所で授業準備を終えた状態で席に着く。
- 終業のチャイムにより授業を終え、先生の合図で休憩に入る。
- 授業に必要なものは、机の上に置かない。

（持ち物）

- 学校生活で必要のないものは、学校に持ってこない。
- 必要に応じて、水筒でお茶または水またはスポーツドリンクを持参する。

（欠席・遅刻・早退）

- 欠席・遅刻・早退する場合は、保護者から学校へまたは学校から保護者へ連絡する。

（服装・身だしなみ）

〔制服（Aタイプ）〕

上着、ズボンは学校規定のものとし、ズボンは黒色の学生ズボンとする。シャツの裾はズボンの中に入
れる。

<冬服>

- ・ 黒色の詰め襟学生服の上着にズボンとする。
- ・ 上着の袖口は切れていないもの、上着の裏地は無地で黒色とする。詰め襟の襟幅はレギュラーサ
イズ（3.5cm～4cm）、袖ボタンは2個のものとし、中央中学校規定のボタンをつける。
- ・ 上着の下には、白色のカッターシャツ又は白色のポロシャツを着用する。
- ・ ベルトは黒色のみとし、派手な柄や不必要に多くの穴のないものとする。

<夏服>

- ・ 白色のシャツ（カッターシャツ、開襟シャツ又はポロシャツ）にズボンとする。

[制服（Ｂタイプ）]

上着、スカート、**スラックス**は学校規定のものとし、スカートはおっかけひだのポケット付腰スカート、長さは膝が隠れる程度とする。

〈冬服〉

- ・ 本校規定のセーラーカラーの上着にスカート**もしくはスラックス**とする。
- ・ 上着の胸当は本校の校章が刺繍されているものとする。
- ・ ネクタイは白色で、ネクタイ通しを通す。

〈夏服〉

- ・ 白色のシャツ（オーバーブラウス又はポロシャツ）にスカート**もしくはスラックス**とする。

[防寒具]

- ・ 上着の内側に防寒具としてセーター・ベスト等を着用しても良いが、制服からはみ出すような着方をしたり、制服を着ず着用したりしない。
- ・ 登下校時、防寒具を使用・着用してもよい。ただし、靴箱で防寒具等は脱ぐものとする。
- ・ 校舎内で防寒具を使用するときは、体操服の上着のみとする。
- ・ 首元から見えるインナー（ハイネック等）の色は黒、白、紺を基調とする。
- ・ 教室において、寒さなどで授業や活動に集中できない場合、ひざ掛けを使用してもよい。

[靴下]

- ・ 白色、黒色又は紺色を基調とする。くるぶしソックスは安全上のため、着用しない。

[名札]

- ・ ネームプレートを左胸に付ける。

[頭髪]

- ・ 脱色・染色、パーマ等は禁止する。
- ・ ヘアピン・ゴムの色は、黒・紺・茶とする。

[化粧・装身具等]

- ・ 化粧はしない。
- ・ イヤリング、ピアス、指輪等をつけない。

[靴、上履き]

- ・ 通学靴は、白色または黒色の運動靴とする。
- ・ 体育館では、規程のシューズを使用する。
- ・ 上履きは、在校生は本校規定のシューズとする。
- ・ 部活動で使用する靴は、顧問の指示による。活動時のみ使用する。

[カバン、バック]

- ・ カバンは、本校規定の物とする。
- ・ 授業道具等がカバンに入りきらない場合、サブバックを使用してもよい。

[その他]

- ・ 暑さ対策のため、帽子の着用を許可する。

(部活動)

- 部活動への加入は、生徒の判断による。
- 部活動の変更を希望する場合は、本人、保護者、担任、旧顧問、新顧問と相談する。
- 活動時の服装は、文化部は制服または体操服とする。また、運動部は体操服または部で許可された服装とする。

2024（R6）年1月改訂

この決まりは、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、絶えず見直しを行うこととする。その見直しに当たっては、生徒総会などの場で議論して生徒、教員の合意のもとで行うものとする。